

やまぐち子ども・子育て応援プランの一部見直し

令和8年（2026年）3月

山 口 県

○見直しをする部分

やまぐち子ども・子育て応援プラン第4章「Ⅲ 安心して子育てできる環境づくり」の
「2 幼児教育・保育の充実」の「(2) 乳幼児期における教育及び保育の質の向上」

《やまぐち子ども・子育て応援プラン目次》

第1章	策定に当たって	
1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの性格・位置付け	1
3	プランの期間	1
第2章	山口県の子どもを取り巻く現状と課題	
1	人口の減少と少子化の現状	2
2	少子化の影響	3
3	少子化の要因と背景	3
4	子どもや子育てを取り巻く環境の変化	4
5	県民意識調査の結果	9
6	子どもへのアンケートの結果	10
第3章	プランの概要	
1	基本目標	12
2	目指す姿と取組の方向・視点	12
3	施策体系	14
第4章	施策の具体的な展開	
I	結婚の希望を叶えるための支援	15
II	妊娠・出産の希望を叶えるための支援	19
III	安心して子育てできる環境づくり	23
IV	困難を有する子どもへの支援	38
V	安心して子どもを産み育てるために必要な担い手の確保・資質向上	44
VI	働き方改革の推進	48
VII	子どもと子育てにやさしい社会づくり	52
第5章	教育・保育の確保方策等	
1	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	59
2	認定こども園の設置目標	61
3	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の必要見込数	62
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町との連携	62
第6章	計画の推進	
1	計画の推進体制	82
2	計画の点検・評価	83

第4章 施策の具体的な展開

I 結婚の希望を叶えるための支援

<施策の方向>

結婚は、個人の価値観に基づいて選択されるものであることを前提としつつ、結婚を希望する方に様々な出会いの場を提供するとともに、若者の安定した雇用や魅力ある雇用環境の整備、仕事の創出にも取り組み、社会全体で結婚を応援します。

1 結婚に向けた支援の充実

(1) やまぐち結婚応援センター*を核とした支援

① 1対1の出会いの機会の創出

- やまぐち結婚応援センターにおいて、結婚を希望する独身者に1対1の出会いの機会を創出し、お相手探しから引き合わせ、交際、成婚の各段階での結婚支援を実施します。
- やまぐち結婚応援センターについて、若い世代への効果的なPRや会費無料化による会員の増加に努め、出会いの機会の拡大を図ります。
- デジタル技術やAI*を活用したお相手探しなど、やまぐち結婚応援センターのマッチングシステムの強化により、会員への支援を充実します。
- 婚活に有益な情報発信や、婚活アドバイザー等による相談支援の充実等、様々なニーズに応じたきめ細かなサポートを実施します。

② セミナー・イベントの実施

- 県主催のセミナーやイベントの開催により、多様な出会いの機会の創出を図ります。
- 市町や民間事業者等が開催するセミナーや婚活イベント情報の提供等を行うなど、多様な主体と連携した結婚支援を推進します。



やまぐち結婚応援センターのホームページ



大規模婚活イベント

(2) 地域・企業・団体による支援

① やまぐち結婚応援企業*

- 社会全体で出会いと結婚を応援する気運を高めるため、「やまぐち結婚応援企業」の募集や、企業内婚活サポーター*の養成により、職場のつながりを生かした縁結びの取組を推進します。

② やまぐち結婚応援団*

- 結婚を希望する方に対して、「やまぐち結婚応援団」登録企業等が開催する出会いイ

ベントの情報提供を行い、結婚に向けた出会いの機会を増加します。

③やまぐち結婚応援パスポート*

- ・結婚する世帯等に対して協賛企業等が優待サービスを提供し、新婚夫婦等の経済的負担を軽減するとともに、社会全体で結婚を応援する気運醸成を図ります。

④やまぐち婚活応援隊*

- ・ボランティアによる「やまぐち婚活応援隊」を設置し、行政等が実施する結婚支援の情報を提供するなど、地域のつながりを生かした結婚支援の取組を推進します。

2 ライフデザイン構築のための支援

(1) ライフデザイン構築支援

- ・高校生が進路を選択する際に、結婚や子育て等のライフイベントも踏まえ総合的に考えることを支援するため、高等学校において、ライフデザイン教材*の活用や、外部講師を派遣した授業を行います。
- ・中学校や高等学校内に、乳幼児親子が集う「学校内子育てひろば*」の開設を支援し、乳幼児親子との交流による若者のライフデザイン形成を応援します。
- ・企業等の若手職員と乳幼児とのふれあい体験の取組等により、若い世代が家庭や子どもを持つことのすばらしさを感じる機会を創出します。



学校内子育てひろば

3 若者の安定した雇用に向けた支援

(1) 山口しごとセンター*による総合的な支援

①県内企業への就職支援

- ・一人ひとりの適性や能力に応じたきめ細かな支援を行うため、山口しごとセンターにおいて、キャリアカウンセリング*を中心とした相談から情報提供・職業紹介までのサービスをワンストップで提供します。
- ・企業合同就職説明会を開催し、出会いの場を提供するとともに、就職ガイダンスの開催、ホームページ「やまぐちジョブナビ」を活用した求人情報の提供など、就職関連情報の提供に努めます。
- ・スキルアップセミナーの充実等により、就職に必要な社会人としての基礎的能力を高めます。



企業合同就職説明会

②若年離職者、フリーター等への支援

- ・企業合同就職説明会への参加や職場体験等の受入れについて企業へ要請します。
- ・正規雇用に向けて、キャリアカウンセリング等の就職支援プログラムを実施します。

(2) 職業能力開発の促進

①職業訓練の実施

- 高等産業技術学校*における職業訓練の充実により、早期就職支援を行います。
- 高等産業技術学校等の公共職業訓練とハローワークが行う職業相談や職業紹介との連携による機動的な再就職支援を実施します。

②離職者・非正規雇用労働者に対する支援

- 介護福祉士や保育士等の国家資格の取得のための委託訓練や IT 活用スキル、IT リテラシー等の訓練を組み込んだ委託訓練による正社員就職の支援を行います。
- 高等産業技術学校が行う職業訓練において、「デュアルシステム*訓練」や山口しごとセンター*と連携した「企業魅力体験プログラム*」の実施により、実践的な就職支援を行います。

③リスキリング*

- 子育てで離職した方の復職等に向けたリスキリング支援によるキャリア形成を推進します。



女性デジタル人材の育成講座

4 魅力ある雇用の場づくり

(1) 若者の所得の向上

- 奨学金の返還、賃金引上げ等を支援し、持続的に若い世代の所得の向上を図ります。

(2) 成長力のある企業の誘致活動の推進

- デジタル化・グリーン化*など今後の成長性等が見込まれる分野の企業への誘致活動を展開します。
- リモートワーク*の普及を踏まえ、デジタル関連企業・サテライトオフィス*等の立地に向けた誘致活動を強力に推進します。

(3) 創業の支援

- セミナーの開催や専門家による実践的サポートなど、準備段階からフォローアップまで一貫した支援を行い、多様な創業を促進します。

(4) 若者との共創による県内企業の魅力向上

- 若者の視点を取り入れた企業の魅力向上に向けた取組やイベントの実施、奨学金返還支援制度創設の奨励により、県内企業の魅力向上を支援します。



若者の視点を取り入れた企業の魅力情報発信

<数値目標>

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
やまぐち結婚応援センター*の引き合わせ実施数（累計）	9,325件	17,600件
学校内子育てひろば*の設置校数	53校	81校
企業誘致件数	40件（R4年）	125件 （R7～R11年度累計）
関係支援機関の支援による創業数（5年間の累計）	1,167件 （R1～R5年度）	1,200件 （R7～R11年度累計）

II 妊娠・出産の希望を叶えるための支援

＜施策の方向＞

「やまぐち版ネウボラ*」を中心とした、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を構築するとともに、母子保健対策、不妊治療等への支援、周産期医療*の充実を図り、妊娠・出産を希望する誰もが安心してその希望を叶えることができる環境づくりに取り組みます。

1 妊娠期からの切れ目ない支援

(1) 切れ目ない支援体制の充実

① 相談体制の整備

- ・「子育て世代包括支援センター*」と「市町子ども家庭総合支援拠点*」の組織を一体化し、全ての妊産婦・子育て家庭・子どもの一体的な相談支援を行う「市町こども家庭センター*」の設置を促進します。
- ・「市町こども家庭センター」を中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を構築する「やまぐち版ネウボラ」を推進します。
- ・退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケアについて、支援を必要とする全ての方が利用できるよう、サービスの提供体制の確保など、充実を図ります。
- ・「市町こども家庭センター」と地域子育て支援拠点*が連携し、身近な場所で妊娠・出産、子育ての相談ができる支援体制づくりに向けて、「まちかどネウボラ*」の設置を促進するとともに、専門的な相談機能の充実を図ります。
- ・保健師や助産師、母子保健推進員*等に対する研修の充実を図るとともに、食生活改善推進員*や民生委員・児童委員*などと連携して、子どもや家庭に関する情報を子育て家庭等に迅速かつ的確に提供します。
- ・SNS*等も活用し、子育ての悩みや不安に関する相談・カウンセリング機能を充実するとともに、各種相談機関等とのネットワークを一層強化し、相談体制の充実を図ります。
- ・妊産婦や小児の医療面での悩みや不安に対応できるよう、SNSを活用した専門医等へのオンライン相談支援体制の整備など、子育て家庭が利用しやすい相談体制の充実に努めます。



まちかどネウボラ（助産師による講話）



まちかどネウボラ（絵本の読み聞かせ）

②乳幼児家庭等への訪問指導

- ・妊婦に対する健康診査や、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行うなど、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。
- ・養育上の様々な問題を抱える家庭に対して、保健師等の家庭訪問により、育児指導、家事援助、保護者の身体的・精神的不調に対する相談・助言などの養育支援を促進します。

③妊産婦にやさしい環境づくり

- ・安心・安全な出産に向け、妊婦自身が健康な母体を維持するための取組を推進するとともに、マタニティマーク*等を通じて、妊産婦にやさしい環境づくりを推進します。
- ・安心して妊娠、出産、育児ができるよう、母子保健推進員*などの地域の母子保健関係者が実施する子育ての輪づくりなどの活動を支援します。
- ・職場内でマタニティハラスメント等、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いが起きないように、労働局と連携し、企業に対する広報・啓発活動を実施します。



マタニティマーク

2 健康な体づくり・母子保健対策の充実

(1) 母子保健・疾病等予防対策の推進

①母子保健事業の充実

- ・「成育医療等基本方針*」に基づき、母子の健康確保、子どもの健やかな成長・発達・健康の維持・増進支援等に向け、必要な人材の確保及び体制整備等により、母子保健の充実を図ります。
- ・乳幼児健康診査や保健指導等の市町事業について、広域的・専門的立場から課題の把握やその解決に向けた取組を推進し、県内市町の母子保健事業の充実・均てん化を図ります。
- ・母子保健事業の質の向上や母子保健に関する手続等の簡素化、子育て家庭の利便性の向上を図るため、市町の母子保健DXの取組を支援します。

②疾病・感染症予防対策

- ・乳幼児期からの健康づくりを進めるための各種健康診査や健康教育、相談支援等を充実するとともに、乳幼児等を感染症から守るため、感染症予防や予防接種に関する正しい知識の普及、予防接種の実施を促進します。
- ・全市町での妊産婦歯科健康診査の実施や受診率の向上に向けて、市町との連携に努めるとともに、妊娠期の口腔ケア*に関する推進体制の整備を図ります。

(2) プレコンセプションケア*の推進

- ・若い世代の男女が共に自らの生活や健康に向き合い、出産の希望を叶えるだけでなく、より健康で充実した人生を送ることもつながるよう、若い世代への周知・啓発を図るとともに、市町・関係団体・有識者等と連携して指導者研修や保護者向け講座の開催等に取り組み、プレコンセプションケアを推進します。

- ・次世代を健やかに生み育てる基礎となる思春期の保健対策を推進し、保健と教育が連携して学校や地域における性教育を含む健康教育を促進します。
- ・思春期特有の悩み等に関する相談窓口として、「思春期ほっとダイヤル*」や「女性健康支援センター*」による妊娠や心身の健康相談・支援の充実に努めます。
- ・妊娠・出産に臨む女性の健康を支援し、体の仕組みや妊娠・出産などに関する医学的・科学的に正しい知識の普及啓発を行います。

3 不妊症や不育症に悩む人への支援

(1) 相談支援

- ・「不妊専門相談センター*」等による医学的・専門的な相談、心の悩み等についての相談体制の充実や不妊治療や不育治療に関する普及啓発の促進を図ります。
- ・妊娠・出産を希望する夫婦等に対し、妊娠・出産についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、予防できる不妊原因（性感染症や無理なダイエット等）についての正しい知識の普及と、セルフケア能力の向上を図ります。

(2) 経済的負担の軽減

- ・子どもを産みたいと望む方が安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めるため、一般不妊治療（人工授精を含む）費や不育症検査費への助成に取り組みます。
- ・安心して不妊治療が受けられるよう、体外受精等の生殖補助医療や生殖補助医療と併用して実施される先進医療に係る費用の一部を助成します。

(3) 不妊治療に配慮した職場づくり

- ・働きながら不妊治療を受けることができるよう、不妊治療の内容や職場での配慮・ポイント、仕事と治療の両立に役立つ制度の普及啓発を促進します。

(4) 妊よう性温存*の推進

- ・若いがん患者が将来に妊娠・出産の希望を持てるよう、妊よう性（生殖機能）温存の推進に取り組みます。

4 周産期医療*の充実

(1) 周産期医療体制の整備

- ・高度・専門的な医療を行う「総合周産期母子医療センター*」を拠点として、地域周産期母子医療センター*や地域の周産期医療施設が、適切な役割分担の下、必要な周産期医療を提供する周産期医療体制の充実を図ります。また、「助産師外来」や「院内助産所」の整備を支援し、助産師の一層の活用を推進します。
- ・ハイリスク妊産婦・新生児*に対する保健医療体制や母体・新生児搬送体制の充実を図ります。

<数値目標>

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
こども家庭センター設置市町数	8 市町 (R6 年度)	全 19 市町 (R8 年度)
まちかどネウボラ*認定数	93 箇所	110 箇所
やまぐち子育てA I コンシェルジュの利用者数	9,910 件	24,000 件
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	96.0% (R4 年度)	増加させる
十代の人工妊娠中絶実施率 (女子人口千対)	3.3 (R4 年度)	減少させる
十代の性感染症罹患数 (1 定点当たりの報告数)	6.3	減少させる
1 歳 6 か月までの麻疹・風疹ワクチン予防接種率	95.5%	95.0%
3 歳児におけるう歯のない人の割合	86.7% (R4 年度)	95%
乳幼児健康診査の受診率	1 か月 97.3% 3 か月 98.5% 7 か月 97.1% 1 歳 6 か月 97.4% 3 歳 96.5% (R4 年度)	増加させる
周産期死亡率 (出産千対)	山口県平均 3.8 全国平均 3.5 (H25 年~R4 年の 10 年間の平均)	全国平均以下 (R 元年~R10 年の 10 年間の平均)
出生に対する低出生体重児の割合	9.8% (R4 年度)	減少させる

Ⅲ 安心して子育てできる環境づくり

<施策の方向>

誰もが安心して子育てができるよう、子育てに係る経済的負担の軽減をはじめ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の充実、多様なニーズに応じた子育て支援、子どもの健康づくり・教育環境づくり・居場所づくりを推進します。

1 子育て家庭の負担軽減

(1) 子育てや教育・医療に係る経済的負担の軽減

① 幼児教育・保育の無償化

- ・ 幼児教育・保育の無償化について、円滑な実施に取り組みます。
- ・ 本県独自の第2子以降の保育料無償化等の実施により、地域全体で子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

② 多子世帯への支援

- ・ 県産品などの祝い品の贈呈、企業等を巻き込んだ各種サービスの提供など、多子世帯のニーズに応じた支援の充実に取り組みます。

③ 乳幼児医療費助成

- ・ 乳幼児を抱える家庭に対し、安心して医療が受けられるよう、小学校就学前までの医療費の自己負担分について助成します。

④ 児童手当

- ・ 次代を担う児童の健やかな成長に資するため、高校生年代までの児童について、児童手当を支給します。

⑤ 高校生等への修学支援

- ・ 高等学校等の生徒への就学支援金及び奨学のための給付金による支援を行うとともに、授業料の減免措置や奨学金制度の利用を促します。

⑥ 高等教育の修学支援

- ・ 高等教育段階の修学支援の着実な実施や奨学金の返還支援などに取り組みます。

(2) 子育てに係る事務負担の軽減

- ・ 保育DXの取組を推進し、入所相談から入所決定までの手続きに係る保護者の負担を軽減するなど、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスの軽減を図ります。

(3) 住宅への支援

- ・ 県営住宅の募集に際し、多子世帯やひとり親世帯への優先入居や、小学校就学前の子どもがいる世帯への収入要件の緩和を行います。
- ・ 県、市町、不動産関係団体、居住支援団体等からなる「山口県居住支援協議会*」の枠組みを活用し、住宅の情報提供などを行い、子育て世帯の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めます。



やまぐち若者育成・県内定着促進事業奨学金返還補助制度

- ・住宅確保要配慮者*向け住宅の登録の促進により、子育て世帯の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

2 幼児教育・保育の充実

(1) 保育所等の受入れ体制整備

①受け皿整備

- ・幼児期の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズの多様化・複雑化を踏まえて、計画的に定員を確保するとともに、質の高い教育・保育等を実施するために必要な支援を行います。
- ・教育・保育に係る施設の計画的な整備等により、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を図ります。
- ・障害の有無に関わらず、誰もが等しく育ち・学び・遊べる幼児教育・保育環境を整備するため、インクルーシブ*に配慮した環境整備等を行う保育所等を支援します。



保育所で過ごす園児たち

②情報提供

- ・保護者等が、円滑に、教育・保育施設等を利用できるよう、県ホームページや、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」等により、教育・保育情報の周知を図ります。

(2) 乳幼児期における教育及び保育の質の向上

- ・地域の中核的な役割を担う教育・保育施設である幼稚園や保育所、認定こども園*と、地域型保育事業*や地域の子育て支援を行う者等との連携強化を図ります。
- ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携の促進を図ります。
- ・幼稚園や保育所等から認定こども園への移行について、施設への十分な情報提供に努めるとともに、施設の負担軽減を図るなど、必要な支援を行います。
- ・幼稚園や保育所等において、心身の発達に応じたきめ細かな指導を行うとともに、「山口県乳幼児の育ちと学び支援センター」を中心に保育者研修の充実や幼児教育アドバイザー*、スクールソーシャルワーカー*等による幼児教育・保育施設訪問支援の充実などに取り組みます。



講義・演習（園における感染症対策の基本）



幼児教育アドバイザーによる訪問支援

- 多様化する保育ニーズに対応するため、本県独自の保育士加配制度等による保育体制の充実や、ICT*活用の推進など業務改善に向けた保育事業者に対するマネジメント支援の実施に取り組みます。
- 市町が行う「こども誰でも通園制度*」が円滑に実施されるよう、情報提供・共有に取り組みます。
- 「こども誰でも通園制度」を利用する満3歳未満の子どもが、満3歳以降も切れ目なく適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、市町や教育・保育施設等と連携し、制度の利用終了後の受入れ体制の確保を図ります。

- 保幼小の関係者が連携したカリキュラムの開発・実施体制づくりを推進するとともに、架け橋期*の教育の充実に向けた調査研究等に取り組み、地域の創意工夫を生かした円滑な接続の実現を促進します。
- 保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブ*を利用できるよう、教育・保育施設と放課後児童クラブとの相互連携の促進を図ります。
- 特別支援学校と幼稚園・保育所等、小・中学校とが連携し、幼児期からのインクルーシブ教育システム*の構築に向けた取組を推進します。
- 認可外保育施設について、指導・監督を徹底すること等により、質の向上を図ります。



架け橋期のカリキュラム開発

(3) 地域子ども・子育て支援事業*等の充実

- 子どもやその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供を行う利用者支援の取組を進めます。
- 子育て家庭の様々な事情に対応するため、一時預かり*、延長保育、病児保育*、地域子育て支援拠点*の設置・支援やファミリーサポートセンター*の普及促進など、子育てを支援するサービスの充実を図ります。
- 児童養護施設*等における児童の短期入所（ショートステイ*）や、夜間・休日の養護（トワイライトステイ*）の利用促進に向けた支援を行います。
- 地域の実情や子育て家庭のニーズに対応し、幼稚園における預かり保育*の充実を図ります。
- 「放課後児童対策パッケージ*」に基づき、従事者の確保・質の向上、放課後児童クラブや放課後子ども教室*の整備促進を図ります。

3 多様なニーズに応じた子育て支援

(1) 病児保育・放課後児童クラブの充実

- 病児保育の県内全市町参加による広域利用協定の仕組みを活用するとともに、施設の運営や整備の支援、利用手続のオンライン化等により病児保育事業の充実・促進を図ります。
- 放課後児童クラブの整備を推進するとともに、18時以降の延長開所に対する経費支

援や、利用ニーズが増大する長期休暇期間中の開設支援により、受入体制の確保・充実を図ります。

(2) 障害のある子ども等への支援体制の充実

①障害理解と相互交流の促進

- ・障害や障害のある人について学ぶ機会を設け、理解が深まるよう、県民運動として実施している「あいサポート運動*」の更なる推進を図ります。
- ・レクリエーション等を通じた障害のある子どもとない子どもの交流機会を設け、幼少期からの障害理解の促進を図ります。

②障害児施策の充実

- ・障害のある子どもや家族が身近な地域で適切な療育サービスを利用できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業など、サービス提供体制の整備を進めます。
- ・主に各圏域に設置されている児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業の活用を通じ、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。
- ・障害のある幼児の円滑な就学を支援するため、「ふれあい教育センター*」や、地域の「特別支援教育センター」、「サブセンター」における就学前の相談支援等の取組の一層の充実と相互の連携強化を図ります。
- ・発達障害児に対する支援を総合的に行う拠点機関として山口県発達障害者支援センター*を運営し、発達障害児やその家族、支援者に対し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた相談支援、発達支援、就労支援等を行います。
- ・発達障害児やその家族が、身近な地域で切れ目のない支援を受けられるよう、山口県発達障害者支援センターと各地域の児童発達支援センター等との役割分担による重層的な支援体制の充実を図るとともに、地域の関係機関相互の連携強化と専門性向上による支援力の充実強化に取り組みます。
- ・難聴児とその家族等に対し、乳児期から切れ目なく、多様な状態像に応じた支援が行えるよう、医療、福祉、教育等の関係機関による連携強化を図り、相談対応や情報提供等を実施します。

③医療的ケア児*への支援

- ・医療的ケア児やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築するとともに、山口県医療的ケア児支援センターを運営し、専門的な相談や関係機関等への情報提供・連絡調整等を実施します。
- ・医療的ケア児や家族に対する支援が適切に行えるよう、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターの養成を目的とした研修を実施します。
- ・医療的ケア児の養育経験がある保護者による相談会や交流の場を通じて、医療的ケア児の家族同士が共に支え合える体制構築を支援します。
- ・医療的ケアを必要とする児童・生徒の教育や、他の児童・生徒と共に学ぶ機会を確保するため、医療的ケア看護職員の配置に努めます。
- ・保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とするための体制整備を支援します。

4 子どもの健康づくり

(1) 子育ての安心を支える保健医療の充実

①小児医療体制の整備

- ・夜間における小児救急医療電話相談や小児科を専門としない医師への研修の実施等により、初期救急*医療体制の充実を図ります。また、「かかりつけ医」制度や家庭でできる急病時の対応等について普及啓発を図ります。
- ・入院治療を必要とする小児救急患者の医療を確保するため、小児救急医療拠点病院に対する支援を行うなど、365日24時間の小児二次救急*医療体制の充実を図ります。
- ・県立総合医療センターにおいて、小児医療センターの新設に向けた取組を進め、小児難病等への対応の充実を図ります。

②乳幼児の突然死・事故防止

- ・乳幼児突然死症候群（SIDS）*の発生予防に関する情報提供や、子どもの事故防止・応急手当等の学習機会の提供等を行います。

③小児慢性特定疾病*対策の推進

- ・内分泌疾患や慢性心疾患等、小児慢性特定疾病に罹患し、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、医療費の自己負担額の一部を助成するとともに、相談支援、必要な情報提供など自立に向けた支援等を行います。

④乳幼児の健康支援等

- ・新生児に対する先天性代謝異常等の疾患*に係る検査の充実を図り、障害の原因となる疾病の早期発見・早期治療に努めます。

(2) 健やかな心身の育成

①健やかな体づくり・食育の推進

- ・子どもの健やかな成長のために、乳幼児期から食生活、運動、歯・口腔の健康をはじめとする望ましい生活習慣の確立を図り、将来にわたる生活習慣病の発症・重症化予防に向け、健康づくり対策の充実を努めます。
- ・子どもの健全な食生活の実現と心身の成長を図るため、乳幼児期から子どもの心と体を育む栄養指導や食育の取組を支援し、学校・家庭・地域が連携した食育を推進します。
- ・関係団体や民間企業、市町等と連携し、歯科保健指導や職員への講習会、歯科保健教育の充実等を通じ、乳幼児期からのう蝕*予防への取組を推進します。
- ・子どもをたばこの害から守るため、「山口県たばこ対策ガイドライン（第3次）」に基づき、「受動喫煙防止」、「喫煙防止（未成年・妊産婦等）」、「禁煙支援」を柱とした取組を進め、たばこの害に関する情報提供や学校・地域等における効果的な健康教育を実施します。

②思春期から成人期に向けた保健対策

- ・子どもの心身の成長の過程に即し、飲酒や喫煙、薬物の乱用、性に関する課題等について、正しい情報を提供するとともに、自分自身の心と体を大切に、自らの健康をコントロールし改善することができる力を育てるため、学校や地域における健康

教育や性に関する指導の充実に努めます。

- ・児童生徒の問題行動の未然防止や自殺兆候の早期発見、原因の早期解消等に取り組むほか、心身症や思春期やせ症、ひきこもりなどの思春期からの心の問題に早期に対応するため、保健、医療、福祉、教育等の連携を強化し、保護者や教師に対する学習機会の提供や相談体制の充実強化を図ります。

(3) 児童健全育成に向けた活動

①青少年育成県民運動

- ・山口県青少年育成県民会議*が中心となって「青少年育成県民運動」を展開する中で、青少年育成市町民会議や青少年関係団体等への活動支援を図るなど、地域ぐるみでの青少年健全育成活動を促進します。
- ・青少年を対象とした体験活動や、家族がふれあう「家庭の日*」運動、青少年の社会参加活動「少年の主張コンクール」に加え、青少年の多様な課題やニーズに対応した支援活動を展開します。

②地域の活動

- ・地域における児童健全育成の拠点であり、母親クラブ*等地域における子育て支援団体の活動の場である児童館の整備促進や機能の充実を図ります。
- ・それぞれの地域において児童健全育成が図られるよう、母親クラブや子ども会等が実施する親子・世代間交流や研修などの地域活動を支援します。
- ・地域において様々な人々が児童健全育成活動に参加することについての理解を促進し、参加意欲の高揚を図ります。

③有害環境対策の推進

- ・青少年を取り巻く環境の浄化を図るため、市町や地域団体等と連携し、有害図書類の陳列方法等の点検・指導等を行う、「こども環境クリーンアップ活動」を推進します。
- ・SNS*等に起因する子どもの性被害等が問題となっていることから、「山口県青少年健全育成条例」等に基づき、地域住民や関係機関、団体との連携協力の強化による、青少年のインターネットの安全・安心な利用環境の整備や保護者及び青少年に対するフィルタリング*の普及啓発を推進し、子どもたちを有害情報や犯罪・トラブルから守ります。
- ・警察、学校、市町教育委員会と連携し、教諭や児童・生徒、保護者等がインターネットに関する正しい知識を習得して安心して利用することができるよう、スマホ・ケータイ安全対策研修会を実施します。

④非行防止

- ・警察、学校、児童相談所*等関係機関の連携強化を図るとともに、少年サポートセンターを中心とした支援、少年安全サポーター*の活用などにより、少年の非行防止や健全育成に向けたきめ細かな対応を図ります。



非行防止教室

⑤ひきこもり問題

- ・「ひきこもり」問題に対応するため、体系的な研修により、県精神保健福祉センターや各保健所からなる「ひきこもり地域支援センター*」職員の資質向上を図り、家族や本人への支援を行います。
- ・「山口県子ども・若者支援地域協議会*」において、子ども・若者の支援を行っているNPOや、関係行政機関相互の連携強化を図るとともに、支援を要する子ども・若者がより身近な場所で支援が受けられるよう、市町における支援機関・団体のネットワーク構築に向けた取組を支援します。

5 教育環境の整備

本県教育の強みである「コミュニティ・スクール*の連携・協働体制」と「ICT*環境」を積極的に活用することで、教育施策の効果を最大限に高めていきます。

(1) 学校教育の充実

①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習指導の充実

- ・これまでの教育実践と1人1台タブレット端末の活用等により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、子どもたちの可能性を広げるとともに、校務DXによる学校における働き方改革を推進します。
- ・「全国学力・学習状況調査」と「山口県学力定着状況確認問題」を活用した年2回の検証改善サイクルを徹底するとともに、各種学力調査等をCBT*化して全県の学力課題を共有し、スピード感をもって授業改善につなぎます。



1人1台タブレット端末を活用した授業

②読書・食育・健康づくり・スポーツ・人権教育

- ・学校での読書活動や学校図書館の授業での活用、子どもと本をつなぐ人材の育成や様々な資料・情報を提供する「山口県子ども読書支援センター*」の取組を充実するとともに、多様な子どもたちが読書活動に親しむことができる環境整備などに取り組みます。
- ・地域の教育力も活用し、児童生徒の自発的な意見発表や話合いの場の設定など、子どもたちが自由な発想で互いの人権を尊重し合える環境づくりを推進し、豊かな人間性や社会性を育みます。
- ・専門家等と連携した体力向上に向けた取組の検証・改善、体育授業マイスター制度*の活用促進等による指導方法の工夫・改善、地元アスリート・企業等と連携したスポーツ教室の充実等により、子どもの体力の向上を推進します。
- ・子どもたちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するために、望ましい生活習慣や食習慣を身に付けることができるよう、組織的・計画的な学校保健・食育を推進します。



乳幼児期からの読書活動の応援
(親子ふれあい絵本レストラン)



プロスポーツチームと連携した
スポーツ教室

③キャリア教育*・進路指導の充実

- 幼児教育から高等学校等までの各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し、自己の進路選択に主体的に取り組む態度と能力を育成します。
- 職場体験の受入れや講師派遣等、子どもの教育活動を支援する事業者や団体を広く募集・登録する「やまぐち教育応援団*」の活用の促進などにより、職場体験やインターンシップ*等の体験活動の充実を図り、地域産業への理解を深めます。
- 高等学校等における県内大学と連携した学習活動の推進や高等学校における進学に関する特色ある取組への支援の充実などにより、一人ひとりの進路実現に向けた取組を一層充実します。
- 県立高校への就職サポーター*等の継続配置・拡充による組織的できめ細かな就職支援体制の強化や、県内企業への理解を深める取組などを推進します。



インターンシップ（高校生）



就職サポーターと生徒の面談

④新たな価値を創造する人材の育成

- コンテストや育成講座等の開催を通じ、これからの本県を担うデジタル人材*に必要な資質能力を育成します。
- 児童生徒が情報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度を身に付けるため、様々な教育活動を通じた情報モラル教育を推進します。
- 英語でコミュニケーションを図る資質能力の確実な育成の推進や、オンラインも含めた国際交流の機会の充実、国際協調・協力を実践する態度等を育む教育活動や地域

課題について探究する機会の充実に取り組み、世界に向けた広い視野と地域の身近な問題を意識する視点の両方をもった、グローバルに活躍する人材を育成します。

- 多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習や教科等横断的な学習、専門分野に関する知識や技能の深化と実践力の育成に向けた教育、新たな価値の創造に取り組む姿勢や発想・能力等を醸成する教育などを推進し、新たな価値を創造する人材を育成します。



やまぐちサイエンス・キャンプ



海外の高校生との交流

⑤特別支援教育の推進

- インクルーシブ教育システム*の構築・推進により、障害のある幼児児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導や必要な支援をより身近な地域で受けることのできる特別支援教育を推進します。
- 共生社会*の実現に向けて、全ての幼児児童生徒が共に学び合い、支え合い、地域社会の一員として心豊かに成長できるよう、交流及び共同学習や、地域や社会とのつながりが感じられる実際の・体験的な教育活動を推進します。



地域との交流による実践的な学習活動

⑥多様なニーズに応じた児童生徒への支援

- 小・中学校における少人数教育を更に推進し、基本的な生活習慣・学習習慣の形成や学力の向上等を図るとともに、日本語指導が必要な児童生徒やヤングケアラー*などへの支援を充実します。

⑦私立学校における特色ある教育の推進

- 私立学校の特色ある教育を推進するため、教育条件の維持・向上や生徒に係る修学上の経済的負担の軽減、環境整備等に対する支援を実施します。

⑧高等教育の充実

- 「大学リーグやまぐち*」を中心とした高等教育機関、産業界等の連携・協働による教育・研究水準の向上や山口県立大学の機能強化に取り組みます。
- 山口県インターンシップ推進協議会と連携したインターンシップ*の支援を通じ、大学生等の職業観や勤労観を醸成します。

(2) 学校・家庭・地域の連携

①地域連携教育の充実

- ・地域連携教育再加速化サポートチームを設置し、全県一体的なコーディネートを推進し、小・中学校、高等学校、特別支援学校等の地域連携の取組を切れ目なく支援します。また、地域学校協働活動*の推進により、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを支援します。
- ・小・中学校においては、地域住民との熟議や子どもと大人が学び合う活動など、9年間を通して学校・地域が連携・協働する教育活動を体系的に示した学校・地域連携カリキュラムを地域や家庭と共有し、評価・改善を重ねながら「やまぐち型地域連携教育*」を更に充実します。
- ・県立学校においては、各学校・学科の特色や専門性に応じて広く社会と連携し、地元企業と連携した職業体験や地域課題に係る熟議など、県立学校ならではの取組等を支援する「やまぐち型社会連携教育*」を推進します。



小学生と地域住民による協議



地元企業と連携した職業体験

②家庭教育支援体制の充実

- ・「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区において家庭教育アドバイザー*、PTA、地域の子育て経験者等で編成された「やまぐち型家庭教育支援チーム*」を市町教育委員会と連携しながら設置を推進し、保護者等への学習機会の提供や地域における相談支援体制の充実を図ります。
- ・「早寝早起き朝ごはん」をはじめとした子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図るため、家庭教育に関する意識啓発・情報提供を推進します。
- ・「子どもと親のサポートセンター*」、「ふれあい教育センター*」、児童相談所*等の関係機関との連携強化によるきめ細かな支援やスクールソーシャルワーカー*による保護者支援の充実を図ります。



就学時健診での子育て交流会

③地域における多様な教育

- ウェルビーイング*の観点に着目した人づくりを、様々な学びの場に広げていきます。
- 若者がふるさと山口への理解を深めることができるよう、郷土の歴史や豊かな自然環境等を活用し、先人たちの「志」と「行動力」について学ぶ取組を推進します。
- 山口県で活躍する大人や憧れの先輩との「ナナメの関係*」から刺激を受け合う「憧れの連鎖」を創出する取組を推進します。
- 子どもたちが課題を発見し、他者と協働して解決する力を育むことができるよう、探究的な学びや体験活動などを通じた、多様な他者との協働的な学びに取り組みます。
- 子どもたちが身近な場所で、主体的に学ぶ力を育むことができるよう、学校、地域、企業、団体等と連携し、多様な学びの場を提供する取組を推進します。
- 長期自然体験活動やAFPY*などの特色ある体験活動、山口図書館や山口博物館等による専門性やデジタル技術を生かした展示や講座、学校・地域への学習支援を推進します。
- 環境学習*推進センターの活用や体験活動を通じて、児童生徒の環境保全に対する理解を深め、取組意欲を育み、生涯にわたって環境保全等に取り組む基礎を養います。
- 日常生活の様々な場面で環境との関わりを認識し、環境保全活動へ積極的に参加する意識の醸成を図るため、多様な主体の連携・協働のもと、親と子の水辺の教室、自然観察会、農山漁村での体験・交流会の開催など、地域の自然や歴史等の特性を活かした環境学習の促進に努めます。
- 「きらら浜自然観察公園」、「つのしま自然館」等、自然とのふれあいが体験できる場に関する情報発信などを進め、より実践的な環境学習の機会を提供します。
- 友好姉妹提携地域等との交流や各地域における国際活動等を通じて、異なる文化や伝統を理解し尊重する態度を養うとともに、グローバルな視点をもって行動できる人材を育成します。
- スポーツ少年団の活動の活性化や指導者の確保・養成等を通じて、子どもたちがスポーツに親しみ、運動の基礎動作を身に付ける機会の確保・充実に努めるとともに、公正さや規律を尊ぶ態度や克己心を養うなど、心身の健全な育成を図ります。
- 学校部活動の円滑な地域移行に向けて、市町や学校、関係団体と連携して、地域クラブ活動の受け皿となる団体の整備充実や指導者の確保など、地域の実情に応じた中学生等にとってふさわしいスポーツ・文化芸術環境の構築を段階的に進めていきます。
- ボランティア活動をはじめとする県民活動が果たしている意義や役割等について理解を深めていくための普及啓発に努め、参加を促進します。



身近にある課題を主体的に発見し、課題解決に向けた実践を通して学ぶ「やまぐち若者 MY PROJECT」



やまぐちアドベンチャーキャンプ



ロボットプログラミング教室

(3) いじめ・不登校等への対応

①早期発見・早期対応・相談支援

- いじめ等の問題行動や不登校の未然防止のために、心の教育の取組の基盤となる発達支持的生徒指導*の充実を図ります。
- 早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を充実するため、校内体制の整備と校種間連携を強化するとともに、コミュニティ・スクール*や地域協育ネット*との連携、フォーラムの開催等により、学校・家庭・地域が一体となった社会総がかりでの取組の充実を図ります。
- 1人1台タブレット端末等を活用した幅広い相談体制づくりやスクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*、スクールロイヤー*などの専門家の派遣等による相談・支援体制の一層の充実を図ります。
- やまぐち総合教育支援センターに設置している「子どもと親のサポートセンター*」や「ふれあい教育センター*」において、児童生徒や保護者に対する専門的な相談・支援を行います。
- 不登校児童生徒に対するオンラインでの授業配信やスクールカウンセラー等による相談など、ICT*を効果的に活用した支援の推進や、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）*の設置検討に向けた調査の実施など、多様な教育機会の確保を図ります。
- 「山口県いじめ問題対策協議会」において、県内のいじめ問題に係る関係団体・機関の連携を強化し、社会総がかりの取組を推進します。

②重大事態への対応

- 重大な事件・事故等の発生時は、専門家の早期派遣により、児童生徒の安全確保や二次的被害の防止を図ります。また、いじめの重大事態発生時には、法に基づく調査の実施や児童生徒等の心のケア等に向け、外部専門家を派遣し、早期解決を図ります。

(4) 校則の見直し

- 校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、学校に絶えず見直しを行うよう求めます。
- 校則の見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、当事者の意見等を踏まえて行います。また、校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程についても示しておくことなどについて積極的に周知していきます。

(5) 高校中退の予防、高校中退後の支援

①中途退学の未然防止

- 高等学校入学直後の学校不適應等の未然防止を図るとともに、入学後も生徒の適切な指導・援助に努めます。

②中途退学者への支援

- ・高等学校中途退学者に対し、退学後の学び直しや就職に関する情報提供を行うとともに、状況に応じて就職先を訪問するなど、継続して関わります。
- ・再び高等学校で学び直す場合に、卒業までの間（最長2年）、授業料の支援を実施し、就学継続の支援に努めます。

6 子どもの居場所づくり*

(1) 子どもの居場所の確保

- ・地域のつながりの希薄化、不登校など、子どもを取り巻く社会環境が変化する中、子ども一人ひとりの視点に立ち、物理的な「場」のみならず、様々な手法を活かして、安全で安心して過ごせる「心の居場所」を通じて、多様な学びや社会で生き抜く力を得るための体験活動、外遊びの機会を提供し、自己肯定感や自己有用感を高め、成長・変化を促進します。
- ・市町や民間団体等の子どもの居場所づくりの取組に対し、コーディネーターによるアドバイスや担い手の発掘・育成など、地域資源を活かした居場所づくりに向けた環境を整備します。
- ・企業、教育、福祉など関係機関が連携して活動に携わる人材を活用し、子ども一人ひとりの課題やニーズに応じた居場所づくりを支援して県内に展開することにより、支援活動の深化を図ります。
- ・全ての子どもが、食事の提供を通じて様々な学びや多様な体験活動の機会に接しながら、安全に安心して過ごせる「こども食堂*」の取組を全県に展開します。
- ・こどもの生活・学習支援事業などの子どもの居場所づくりを推進する市町に対して支援を充実します。
- ・学校や公民館等を活用した子どもの居場所づくりや地域ボランティア活動の機会の提供等を進めるとともに、スポーツや文化活動など様々な体験活動や世代間交流の推進、学校施設の開放などにより、地域との交流活動を推進します。
- ・子どもが安心して有意義に過ごすことができるよう、児童館や子育て支援のための拠点施設等の整備を推進するとともに、活動内容の充実を図ります。
- ・地域住民の参画を得て、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもの放課後の安全で健やかな居場所づくりを進めるとともに、放課後子ども教室*と放課後児童クラブ*の内容充実と連携促進を図ります。

(2) 子どもの相談窓口

- ・子どもが一人で悩みを抱え込まないよう、専門のスタッフや相談員等による相談支援体制の充実を図ります。
- ・子どもが抱える様々な悩みを、学校以外でも安心して相談できるよう、小・中・高等学校の子どもや保護者に対し、相談内容に応じた相談機関の一体的な周知を図ります。

<数値目標>

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
延長保育	264 箇所	293 箇所
病児保育*	36 箇所	42 箇所
子育て短期支援（ショートステイ*）（市町数）	17 市町（R6年度）	19 市町
子育て短期支援（トワイライトステイ*）（市町数）	8 市町（R6年度）	19 市町
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合	95.8%	100%
幼稚園での一時預かり*	86 箇所	135 箇所
保育所等利用待機児童数	14 人（R6年度）	0 人
放課後児童クラブ*待機児童数	620 人（R6年度）	0 人
児童発達支援センター設置市町数	14 市町	19 市町（R8年度）
12歳児でむし歯（う歯）のない人の割合	74.4%	82%
スマートフォン等の使い方について、家庭での約束がない児童生徒の割合	小学校 15.8% 中学校 23.5% （R4年度）	減少させる
全国学力・学習状況調査の全国平均との差（公立小・中学校） ※（ ）内の数値は全国平均	小6国語 67% （67.2%） 小6算数 61% （62.5%） 中3国語 70% （69.8%） 中3数学 52% （51.0%）	小・中学校全区分で 全国平均を3ポイント上回る
勉強が「好き」「どちらかといえば好き」である児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校 61.6% 中学校 62.6%	80.0%
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校 83.9% 中学校 66.1%	小学校 88.0% 中学校 75.0%
コミュニティ・スクール*を核とした交流及び共同学習を、地域住民や大学・企業等の参画を得て実施した総合支援学校数	4校	12校
読書が好きと感じている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校 70.4% 中学校 65.9%	80.0%

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点(体力8項目の結果をそれぞれ10点満点で得点化した合計点)の県平均点(公立小・中学校) ※()内の数値は全国平均	小5男 52.2点 (52.5点) 小5女 53.8点 (53.9点) 中2男 42.5点 (41.7点) 中2女 48.6点 (47.2点) (R6年度)	全国平均値を超える
高校生等の就職決定率	99.5%	100%
高校在学中に、体験的キャリア教育*(インターンシップ*、大学・企業訪問等)を経験した生徒の割合	99.9%	100%
総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職決定率	97.2%	100%
やまぐち型家庭教育支援チーム*の設置率	43.1%	全中学校区の65%以上
地域協育ネット*コーディネーター養成講座 修了者数(累計)	594人	900人
朝食を毎日食べる児童生徒の割合(公立小・中学校)	小6 94.1% 中3 92.5% (R6年度)	100%
野外活動及びAFPY*の指導実践者数	116人	170人
学校芸術文化ふれあい事業等を活用して、舞台芸術を鑑賞した公立小・中学生の割合(年間)	33.6%	33.4%
青少年国際交流事業参加者数(累計)	1,186人	1,286人
いじめの解消率(公立小・中・高等学校・総合支援学校)	92.3%	100%
千人当たりの不登校児童生徒数(公立小・中・高等学校)	小・中学校 37.9人 高等学校 9.8人	小・中学校 16.5人 高等学校 4.8人
「こども食堂*」箇所数	177箇所	230箇所
「子どもの居場所づくり*」実施市町数	5市	10市町以上

IV 困難を有する子どもへの支援

＜施策の方向＞

深刻化する児童虐待*問題や子どもの貧困、保護者が抱える困難など、本人の努力の及ばぬところで、子どもたちの有望な将来が閉ざされることがないように、永続的で安定した家庭での養育の保障（パーマネンシー保障）の理念を踏まえ、子どもが心身ともに健やかに育つために必要な支援に取り組みます。

1 児童虐待防止対策の推進

（1）児童虐待の発生予防・早期発見

- 体罰や暴言等の虐待によらない子育てを推進するため、子どもの人格が尊重され、体罰や暴言等が子どもに及ぼす悪影響や体罰等によらない子育てに関する理解が社会に広まるように普及啓発活動を行います。
- 「市町こども家庭センター*」の機能強化を図り、妊産婦や乳幼児等の把握と妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・支援体制を整備するとともに、母子保健施策を通じた妊娠期からの虐待の発生予防・早期発見と児童虐待防止対策との連携を一層強化します。
- 予期しない（望まない）妊娠等により悩みや家庭生活への困難を抱える特定妊婦*等に対する相談体制や生活支援体制の整備、子育てに困難を抱える家庭への里親*や養子縁組制度の周知等の支援を行います。
- 乳幼児家庭全戸訪問等を通じて、養育支援を必要とする子どもや妊産婦等の家庭状況を把握し、市町等関係機関による支援につなげるため、市町等の取組への支援を行います。
- 要保護児童支援の関係機関職員等の専門性強化と連携強化により、子どもを守る地域のネットワークの機能強化を図ります。
- 子育てや家庭、親子関係などに悩みを抱える保護者や子ども自身が気軽に相談できるよう、SNS*を活用した相談支援に取り組みます。
- 管轄の児童相談所*に繋がる全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を積極的に周知します。
- 「児童家庭支援センター*」において、児童相談所や市町と連携し、子どもや保護者からの相談に応じ、支援の必要性が高い子ども家庭への在宅支援に取り組みます。
- 子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合等に、児童養護施設*等での短期入所（ショートステイ*）や夜間・休日の養護（トワイライトステイ*）等による家庭支援を、市町と連携して推進します。
- 子育てに悩む家庭や虐待の疑いのある子どもをいち早く見つけ、早期対応につなげるため、県民や企業と協働し、社会全体で児童虐待防止に取り組む環境づくりを推進します。
- 「秋のこどもまんなか月間」（11月）におけるオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの実施等により、児童虐待防止や県民の通告義務などに関する普及啓発を図ります。

(2) 児童虐待*発生時の迅速・的確な対応

①児童相談所*の体制強化

- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン*」に基づき、児童虐待相談対応件数や複雑・困難なケースの増加に対応するため、児童福祉司や児童心理司の適切な配置、弁護士による助言のもとで対応するための体制整備、児童相談所職員に対する研修の実施等による専門性の向上、こども家庭ソーシャルワーカー*資格の取得促進により児童相談所の体制強化を図ります。
- 研修等による職員の資質向上や支援員の配置により、保護者支援プログラム*の実施など、親子関係再構築支援に係る取組を推進します。
- 児童相談所の業務に対する評価の実施などにより児童相談所の体制強化等を行います。
- 一時保護の判断の適正性や手続きの透明性の確保のために新たに導入される司法審査について、円滑な導入及び実施に取り組みます。
- 一時保護所*について、子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、要保護児童に対する支援体制を充実・強化します。
- 一時保護所の環境改善に向けた施設改修により、入所児童の生活環境の改善を行うとともに、一時保護所の入居率の向上を図り、緊急時の一時保護委託の受入れを担っている児童養護施設*や里親家庭等の負担軽減に努めます。
- 児童虐待による死亡事例等の重大事例が発生した場合には、原則として検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町が行う検証を支援します。

②市町の相談支援体制の強化

- 児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、市町要保護児童対策地域協議会*（子どもを守る地域ネットワーク）における児童相談所の助言や協議会関係者向けの研修の実施等により協議会の機能強化を図ります。
- 「市町こども家庭センター*」の全市町設置に取り組み、生活する場所や年齢に関わらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた児童の自立支援まで切れ目のない支援を受けられる体制の構築を支援します。
- 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応が図られるよう、市町職員、主任児童委員*等に対する研修を実施するとともに、実践ケース検討会の開催等を通じて、市町の児童相談体制の充実や母子保健・DV対策担当部局との連携強化を支援します。



市町こども家庭センター職員研修会

③関係機関等との連携強化

- 「福祉総合相談支援センター*」の子ども等への相談支援体制を充実・強化します。
- 医療関係者などの関係機関や市町との連携を強化するとともに、24時間365日の相談体制の確保等、児童相談所を中心とした相談機能の充実強化を図ります。
- 児童相談所と市町との情報共有を徹底します。

2 社会的養護*の推進

(1) 社会的養護の充実

①家庭養育優先原則*及びパーマネンシー保障の理念の徹底

- ・「新しい社会的養育ビジョン*」の理念に基づき、子どもを権利の主体として位置付けるとともに、子どもが成長する過程においては特定の信頼できる大人との間での愛着*形成が重要であり、子どもの成長・発達にとって最も自然な環境である家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を徹底し、子どもと家庭の支援に取り組みます。
- ・子どもを家庭において養育することが困難であり又は適当ではない場合は、子どもの意向や心身の状況、抱える背景を踏まえ、一人ひとりのケアニーズに応じた家庭における養育環境と同様の養育環境での代替養育*を実施します。

②里親*・ファミリーホーム*への委託の推進

- ・家庭での養育が困難な子どもについて、家庭と同じような環境で生活できる里親やファミリーホームにおける養育を推進します。
- ・里親養育支援体制の強化を図るため、里親への支援の充実、里親の担い手の育成を推進するとともに、里親制度*や養子縁組に関する普及啓発を行い、里親やファミリーホームの確保・充実を進めます。
- ・里親のリクルートから養育に向けての研修、里親家庭と子どものマッチング、委託後の支援までを一貫して行う里親支援センター*の設置運営により、里親等の支援を効果的に行います。



③施設の小規模化・地域分散化・高機能化等

- ・児童養護施設*や児童心理治療施設*等においても、家庭的な環境での養護が図られるよう、小規模化・地域分散化や親子関係改善のための通所指導などの多機能化・高機能化に向けて「社会的養育推進の手引き」に基づく環境整備等を推進します。
- ・障害児入所施設においては、専任の児童指導員又は保育士の配置、及び個室や居間、キッチン等を有した小規模グループケアによる良好な家庭的環境の下での支援を推進します。

④永続的解決としての特別養子縁組*の推進

- ・家庭復帰が困難な子どもに対して、パーマネンシー保障の観点から永続的で安定した家庭での養育を保障するため、特別養子縁組等を推進します。

⑤子どもの権利擁護

- ・子どもの意見や意向を尊重し、子どもの最善の利益を考慮した上で、それぞれの子どもの健やかな成長につながる支援を行います。
- ・児童相談所*の支援により、児童養護施設や里親家庭等で暮らす子どもに対して子どもの権利ノート*を配布して意見形成を支援するとともに、児童相談所や意見表明等支援員との面談を通じて子どもの意見や意向を確認します。
- ・子どもの意向や状況に応じて、子ども自身が、社会福祉審議会へ自らの措置や処遇についての申立てもできることについて周知を図り、子どもの権利擁護の観点から

社会福祉審議会の活用を推進します。

(2) 自立支援の充実

- ・社会的養護*で育った子どもが、社会において自立していけるように、施設等における支援体制を整備するとともに、施設退所者等については、社会的養護自立支援拠点*や自立援助ホーム*の活用等により支援を充実します。

3 子どもの貧困対策

(1) 総合的な貧困対策の推進

①教育の支援

- ・学校をプラットフォームとして、学校教育の充実、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*の配置拡充による教育相談体制の整備、放課後等における学習の場の充実を図ります。
- ・生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもの学習・進学意欲の向上や、親の教育不安の解消を図るため、学習支援事業を行います。
- ・義務教育段階の就学支援の充実、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金など、低所得家庭に対する教育費負担軽減施策の充実・強化を図ります。
- ・向学心に富み有能な素質を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な高校生や大学生等に対する支援のため、山口県ひとづくり財団を通じた奨学金の貸与に努めます。
- ・子どもの進学が家庭の経済状況など、生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもたちが大学等の進学に挑戦していけるよう、ひとり親世帯や低所得子育て世帯等の子どもを対象に大学等を受験する際の受験料を支援します。

②家庭生活の安定に資するための支援

- ・複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき自立に向けた相談支援等を実施するとともに、必要に応じて医療機関、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関と連携し、包括的な支援を行います。

③保護者に対する就労の支援

- ・生活困窮者や生活保護受給者の就労促進を図るため、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施します。
- ・生活保護受給者の就労や自立を促すため、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者への就労自立給付金の支給を行います。

④経済的支援

- ・高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもを対象に、入学料、入学考査料等を支給します。また、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学に必要な経費に充てられるものは、収入として認定しないよう取り扱います。
- ・大学等に進学又は就職することにより自立する生活保護世帯の子どもに対して、新

生活の立ち上げ費用として進学・就職準備給付金を支給します。

⑤子どもの貧困解消に向けた支援活動の充実と理解促進

- ・企業や青少年育成団体等と連携して支援活動に携わる人材を活用し、子ども一人ひとりの課題やニーズを踏まえながら、子どもの貧困の解消に向けた活動の充実と取組の理解促進を図ります。

4 ひとり親家庭への支援

(1) ひとり親家庭の自立支援

①相談・情報提供機能の強化

- ・県健康福祉センターや市町の福祉事務所等において、母子・父子自立支援員*の配置をはじめ、身近なところでひとり親家庭に対する様々な相談や支援策を情報提供できる体制づくりを進めます。
- ・ひとり親家庭等の自立を図るため、県母子・父子福祉センターにおいて、支援情報の集約を行い、生活、生業、就業、教育、結婚など様々な相談に総合的に応じ、専門的指導や援助を実施します。

②生活支援

- ・ひとり親家庭が一時的に子育てや生活への支援が必要となった場合に、家庭生活支援員の派遣等により、家事、介護、保育サービス等の支援を行います。
- ・ひとり親家庭の生活指導を強化するため、児童の養育や健康づくりなどに関する生活支援講習会等の内容の充実を図ります。
- ・ひとり親家庭の父又は母及び当該家庭の児童等が安心して必要な医療を受けられるよう、医療費の自己負担分について助成します。
- ・ひとり親家庭の子どもが、高等学校等の修学継続や大学等への進学を断念することのないよう、学習・進学意欲の向上や、親の教育不安の解消を図るための学習支援を行います。
- ・離婚等により生活や子どもの養育が困難になった母子家庭を支援するため、生活の場としての母子生活支援施設*の利用を促進するとともに、ひとり親家庭の親等に対し生活支援のための相談・助言を実施します。
- ・ひとり親家庭の養育費の確保のため、母子家庭等就業・自立支援センター*に養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決めや支払の履行、強制執行に関する相談・調整や情報提供等、養育費に関する相談支援を行います。
- ・ひとり親家庭の経済的自立に向けて、母子父子寡婦福祉資金*貸付制度に関する情報提供を積極的に実施し、利用促進を図ります。
- ・公営住宅の入居者を公募する際に、ひとり親家庭に対する優先枠を設け、優先入居を実施します。
- ・児童扶養手当制度に関する積極的な情報提供を行うとともに、プライバシーの保護に配慮した給付を行います。

③就労支援

- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、関係機関と連携し、母子家庭の母等の就業自立に向け、就業相談から就業あっせんに至るまでの支援を充実強化します。

- ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金により、資格取得を促進し、ひとり親家庭の就業支援を行います。
- ・ひとり親家庭の親が安心して就業や求職活動、職業訓練ができるよう、児童の保育所への優先入所を促進します。

5 ヤングケアラー*への支援

(1) ヤングケアラー支援

- ・ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげるため、専門相談窓口の整備や支援人材の育成等を実施します。
- ・ヤングケアラーへの周囲の適切な理解やヤングケアラー自身の気づきにつなげるため、ヤングケアラーに係る広報啓発を実施します。
- ・多様な機関が相互に連携しヤングケアラーを適切な支援につなげることができるように、児童福祉、介護、医療、教育等の多機関連携の体制を構築します。
- ・家族の世話などにかかるヤングケアラーの負担の軽減・解消に向けて、市町と連携して、家庭への支援に取り組みます。



ヤングケアラー専門相談窓口

<数値目標>

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
こども家庭センター設置市町数 [再掲]	8 市町 (R6 年度)	全 19 市町 (R8 年度)
里親*委託率	3歳未満 13.0% 3歳以上就学前 29.9% 学童期以降 23.6%	3歳未満 75.0% 3歳以上就学前 75.0% 学童期以降 50.0%
里親等委託子ども数	105 人	209 人
登録里親数	232 世帯	292 世帯
委託里親数	66 世帯	160 世帯
ファミリーホーム*数	8 施設	12 施設
社会的養護*下の子どもの特別養子縁組*成立件数 (年度当たり)	3 件	6 件
小規模かつ地域分散化された施設数	29 施設	32 施設
一時保護所*の平均入所率	45.5%	75.0%

V 安心して子どもを育てるために必要な担い手の確保・資質向上

<施策の方向>

子どもを取り巻く環境の変化や問題の深刻化・複雑化などに対し、適切な体制を構築して切れ目ない支援を充実するため、保育士等をはじめ、様々な専門人材について、ICT*の導入や人的支援などによる業務環境の充実も図りつつ、その確保や資質向上等に向けた取組を、県民の参画も得ながら推進します。

1 保育士、幼稚園教諭、保育教諭の確保・資質向上

(1) 保育者

- ・修学資金貸付制度をはじめ、新卒の確保に向けたガイダンス・キャラバンの実施や、再就職支援、保育士資格取得に向けた支援などにより、人材確保に取り組みます。
- ・「山口県乳幼児の育ちと学び支援センター」を拠点とした保育者への研修や調査研究、幼児教育・保育施設に対する助言、情報提供等の施策を統合的に実施し、資質向上を推進します。
- ・幼児教育・保育の現場のニーズに応じた人材育成に向けて、山口県立大学において、「子ども家庭ソーシャルワーク教育研究所*」による子ども家庭福祉課題の研究や特別な支援を要する子どもの支援、保育者の専門性の向上や学び直しのための研修などの取組を強化するとともに、県立大学の学部構成等の特色や強みを活かした教育に取り組みます。

2 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、管理栄養士・栄養士の確保・資質向上

(1) 医師

- ・医師修学資金制度をはじめ、県内定着を促進するキャリア形成支援専門や臨床研修医の確保、専門医の養成など、総合的な医師確保対策を推進するとともに、子育て世代の医師のキャリア形成支援やICTの活用支援など、勤務環境の改善に努めます。

(2) 歯科医師

- ・臨床研修の充実による臨床研修歯科医の確保や若手歯科医師の県内定着に向けた取組を進めるとともに、災害時に対応できる歯科医師や障害者（児）等への在宅歯科医療等を行う歯科医師を養成し、資質向上を図ります。

(3) 薬剤師

- ・薬剤師奨学金返還補助制度や薬剤師と薬学生の交流による地域医療への理解促進、県薬剤師会等と連携した大学卒業後の人材育成プログラムの展開等により、就職活動前から定着・資質向上まで、それぞれの過程に応じた総合的な薬剤師確保対策を実施します。

(4) 看護職員

- ・看護師等養成所への支援や修学資金等による中小病院等への就業促進、若年層を対

象とした看護体験活動等による看護への理解促進、「やまぐちナースネット」を通じた看護情報の発信により、人材確保を図ります。

- ・勤務環境改善や病院内保育所、再就業への支援により、離職防止や再就業の促進を図るとともに、新人看護職員教育体制の充実や訪問看護師の育成、特定行為研修修了者などの専門性の高い看護師の育成などに取り組み、資質向上を図ります。

(5) 管理栄養士・栄養士

- ・県内の養成施設との連携や研修の実施により、生涯にわたる健康づくり等に対応できる栄養士の養成に努めるとともに、資質向上を図ります。

3 教職員の確保・資質向上

(1) 教職員

- ・学校、教育委員会及び大学等と連携し、教員の養成・採用・研修の一体的な取組を推進します。
- ・教育課題に的確に対応するための資質能力の向上や、採用選考試験の更なる工夫・改善により、多様な専門性を有する教職員集団の形成を図ります。

4 その他専門人材等の確保・資質向上

(1) 保育分野

①放課後児童支援員

- ・放課後児童クラブ*の円滑な運営に向け、保育士資格や教員免許状を有する者、放課後児童育成事業従事経験者等を対象とした認定資格研修を実施するとともに、処遇改善などの支援により、放課後児童クラブの従事者の確保を図ります。

②子育て支援員

- ・保育や子育て支援分野の充実を図るため、認定研修を実施し、保育所やファミリーサポートセンター*、放課後児童クラブなどに従事・サポートする人材の確保を図ります。

③子育てサポーター

- ・保育所等での園児の遊び相手や寝具の用意、地域子育て支援拠点*で行われる多世代交流活動への参加、放課後児童クラブでの昔遊びや自然体験活動の指導など、様々な子育て支援活動を希望する高齢者や子育て経験者等を対象とした研修を実施し、保育所等とのマッチングを図る「やまぐち子育てサポーター制度」を推進します。

(2) 教育分野

①地域協育ネット*コーディネーター

- ・本県の地域連携教育の更なる推進に向けた全県的な連携推進体制の強化に向け、CSチーフ*、CSサポーター*、地域学校協働活動*推進員、学校運営協議会委員等を対象に各種研修会を実施し、多様な主体の参画による社会に開かれた教育課程の実現を推進します。

②スクールソーシャルワーカー*・スクールカウンセラー*

- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を支援し、教育相談体制の一層の充実を図ります。

(3) その他子育て支援等分野

①母子保健推進員*

- ・地域における母子保健の推進向上のため、研修等を実施し、家庭訪問やサークル活動などの子育て支援活動を通して行政と住民のパイプ役として活躍する人材の資質向上を推進します。

②児童指導員

- ・児童福祉施設における生活指導や発達支援などを通じて児童の成長を支援するため、各種研修等を実施し、人材の確保や資質向上を推進します。

③意見表明等支援員（アドボケイト）

- ・児童養護施設*等に入所する児童等の生活の悩みや不満、措置内容等に関する意見・意向を把握し、施設や児童相談所*等に対する意見表明を支援するため、研修等を通じた人材確保や資質向上を推進します。

④里親*

- ・里親制度*の普及啓発、里親のリクルート及びアセスメント、研修、委託中の里親支援、措置解除後の支援等の充実を図るとともに、里親会が行う里親同士の交流や研修などの活動を支援します。

(4) 行政等分野

①児童福祉司・児童心理司

- ・児童相談所の機能強化を図り、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を推進するため、児童福祉司について、福祉に関する相談や社会診断、支援・指導等に関する研修を実施するとともに、こども家庭ソーシャルワーカー*の資格取得を促進し、資質向上を推進します。
- ・また、児童心理司について、診断面接、心理検査等による心理診断や心理療法、助言指導等の指導に関する研修を実施し、資質向上を推進します。

②主任児童委員*

- ・地域の家庭や子どもの見守り・支援にあたり、虐待等に関する適切な知識や対応の取得に向けて研修を行い、資質向上を推進します。

<数値目標>

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
産婦人科・産科医師数（15～49歳女子人口10万人当たり）	山口県平均 49.8 全国平均 49.0 （R4年度）	全国平均以上
小児科医師数（小児人口10万人当たり）	山口県平均 91.2 全国平均 122.6 （R4年度）	全国平均以上
「授業の内容がよくわかる」児童生徒の割合（公立小・中学校）	小国 86.9% 小算 83.1% 中国 82.9% 中数 77.4%	小国 90.0% 小算 90.0% 中国 90.0% 中数 90.0%

VI 働き方改革の推進

<施策の方向>

若い世代が子どもを生き育てやすい環境をつくるため、子育てに合わせて働きながらワーク・ライフ・バランス*が実現できるよう、長時間労働の是正やテレワーク*等の柔軟な働き方の導入促進、子育て家庭の働き方の応援につながる働き方改革や男性の家事・育児参画の促進に向けた取組を推進します。

1 仕事と子育ての両立に向けた支援

(1) 長時間労働の是正

①機運醸成と普及啓発

- ・「やまぐち働き方改革推進会議*」による多様な主体による取組の推進、「やまぐち働き方改革支援センター*」によるアウトリーチ支援や中小企業労働相談員による事業所訪問、長時間労働の縮減やワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや研修会等を実施します。
- ・職場環境改善キーパーソンの養成と取組支援による働き方改革の成功事例となる実践モデルを創出し、県内企業への波及を図ります。
- ・やまぐち働き方改革アドバイザーの育成及び登録を推進します。
- ・企業における長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進のために、普及啓発等による企業経営者等への働きかけを行います。
- ・働き方改革関連法や一般事業主行動計画*の策定など、労働関連法令について、労働者、企業経営者等への広報・啓発を図ります。



やまぐち働き方改革アドバイザー養成講座



やまぐち働き方改革シンポジウム

(2) 柔軟な働き方の推進

①企業の自主的な取組推進

- ・「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度*」等による男性、女性ともに希望どおり、育児休業制度を取得することが当たり前となり、働きやすい職場環境づくりを促進します。
- ・企業の自主的な研修会等の場に講師を派遣する「ワーク・ライフ・バランス推進出前講座」を実施します。
- ・部下のワーク・ライフ・バランスの実現を応援する上司である「イクボス*」の普及促進を図ります。

- ・「誰もが活躍できるやまぐちの企業*」認定制度等により、ワーク・ライフ・バランス*等に自主的に取り組む企業を支援します。



「やまぐち “とも×いく” 応援企業登録証」交付式



②多様な働き方の推進

- ・企業等において、育児休業、短時間勤務、短時間正社員制度、フレックスタイム制など多様で柔軟な働き方が可能となる制度の整備や、それらを利用しやすい職場環境づくりを進めます。
- ・デジタル技術を活用した多様な人材の活用のための企業の職場環境づくりの取組を支援します。
- ・テレワーク*や子連れ出勤に係る環境整備等、育休取得促進や子育て職場環境づくりを「山口県子育て応援補助金」により支援します。
- ・育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止に向け、普及啓発や企業への指導、また、労働者からの相談に対し迅速かつ丁寧な対応を進めます。

(3) 子育て家庭の応援

①ハラスメント対策の推進

- ・職場における妊娠・出産・育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止に向け、普及啓発や企業への指導、また、労働者からの相談に対し迅速かつ丁寧な対応を進めます。

②企業の意識改革

- ・「やまぐち働き方改革支援センター*」によるアウトリーチ支援による働き方改革の推進や、男性が育児に参画している好事例の普及啓発等により、企業における意識改革を推進します。
- ・部下の仕事と育児の両立を支援する上司（イクボス*）や「子育て」を大切にする企業文化の醸成を図ります。

③女性のライフイベントに応じた働き方の実現

- ・場所的・時間的制約に左右されづらく、柔軟な働き方が実現しやすいデジタル分野の資質向上を図るための取組を推進します。
- ・山口しごとセンター*等でのキャリアカウンセリング*の実施やマッチング機会の確保を充実します。



未就業女性と企業とのマッチングイベント

- ・女性の雇用に積極的な企業と研修によってスキルや魅力が向上した未就業女性とのマッチングを図り、就業を促進します。

④女性が働きやすい職場環境づくり

- ・安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりに向けて、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法等の周知・啓発、女性の職域拡大と就業継続に向けた働きやすい職場環境の整備に関する企業の取組支援や、企業経営者等の理解促進のための広報・啓発を行います。
- ・「やまぐち女性の活躍推進事業者*制度」による女性活躍に向けた取組の促進や、「女性管理職アドバイザー制度*」における「輝き女性サポーター*」による女性管理職等への相談支援を行います。

⑤こどもと過ごすための休暇を取得しやすい職場環境づくり

- ・企業における休み方改革の支援、男性の長期育休の取得強化に向けた支援等を行います。

(4) 学校における働き方改革の推進

- ・県教育委員会に設置している「学校における働き方改革推進室」による進行管理の下、市町教育委員会等と連携しながら、「コミュニティ・スクール*の連携・協働体制」や「ICT*環境」などの本県の強みを生かして、働き方改革に関する取組を着実に推進します。
- ・校務DXの推進や支援スタッフの配置など、様々な施策を総合的に進め、教員が授業やその準備に一層注力できる環境を構築します。

2 男性の家事・育児参画の促進

(1) 育児休業取得促進

- ・「山口県もっと育休奨励金*」等による男性従業員の育児休業取得の促進を図ります。

(2) 男性の意識改革

- ・男性の積極的な家事育児への参加を促すイベントの開催や、夫婦で上手に家事・育児を分担して子育てを楽しんでいる家族「“とも×いく”ファミリー」の表彰などにより、共に子どもを育てることが当たり前となる社会の実現に向けた普及啓発を図ります。
- ・イベント等での「妊婦体験ジャケット」、「知事妊婦体験動画」等の活用や、「お父さんの育児手帳*」の配付等により、男性の家事・育児参画に向けた理解促進を図ります。
- ・新婚夫婦や企業の若手社員への「家事から始まる男女共同参画手帳*」や「家事ハウツー集」の配布等により、男性の家事・育児参画に向けた啓発等を推進します。
- ・「学校内子育てひろば*」の取組やライフプランニング教育などを通して、早い時期から乳幼児親子と触れ合う機会を設けることで、男女が協力して家事・育児を行う大切さについて意識啓発を図ります。



親子で楽しめるイベント（パパのアトリエ）



お父さんの育児手帳



家事ハウツー集

<数値目標>

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
25～44歳の働く女性の割合	80.8%（R4年度）	87.0%
やまぐち女性の活躍推進事業者*数	278事業者	450事業者
育児休業取得率（男性）	31.0%（R4年度）	78.0%
年間総実労働時間（5人以上事業所）	1,648時間（R5年）	1,630時間（R11年）
民間企業の年次有給休暇取得率	67.6%（R4年度）	70.6%
「やまぐち“とも×いく”応援企業」登録企業数	31社	1,000社
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	88分（R3年度）	増加させる

Ⅶ 子どもと子育てにやさしい社会づくり

＜施策の方向＞

誰もが子どもを生き育てやすい社会をつくることは、社会経済の持続可能性を高め、社会全体のウェルビーイング*の向上を実現する「未来への投資」であり、子どもと子育て世帯をやさしく支える社会づくりの推進に向けて、「やまぐち子育て連盟*」を中心に社会全体で子育て支援に取り組みます。

1 地域・企業・団体の連携による支援

(1) やまぐち子育て連盟による取組

- 子どもや家庭に関わる機関や団体、企業等により構成される「やまぐち子育て連盟」を中心とした県民運動の取組に加え、やまぐち子ども・子育て応援コンソーシアム*による推進体制の強化、多子世帯への祝品の贈呈等を通じ、効果的な子育て支援体制等の充実や社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図ります。
- 「やまぐち子育て連盟」を通じて、地域の優良な取組の紹介や、子育ての大切さの理解促進に向けた普及・啓発を推進します。
- 民間企業からの寄附等による「やまぐち子ども・子育て応援ファンド*」を組成し、子育て支援に取り組む団体の主体的な活動を支援します。



やまぐち子ども・子育て応援ファンド交付式

(2) 企業による子育て支援の推進

- 「やまぐち“とも×いく” 応援企業登録制度*」等による仕事と子育ての両立に向けた職場環境づくりを促進します。
- 社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図るため、地域や企業との協働により、子育て家庭等が料金割引等のサービスを受けることができる「やまぐち子育て応援パスポート制度*」の協賛企業の募集、子育て家庭への周知等を図ります。

(3) 関係機関との連携強化

- 子育てと介護に同時に直面するダブルケアなど、複合的な課題に対し包括的に支援できるよう、地域における行政機関、地域子育て支援拠点*、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員*等の相互の連携強化を図ります。

2 こどもや子育てにやさしい休み方改革の推進

(1) 子育ての楽しさ・喜びの実感

- 親子で一緒に過ごすことができる時間を増やすことで、子育ての楽しさや喜びを実感できるようにするため、やまぐち子育て連盟を中心に行政・企業・学校等が協働し、子どもの行事などに合わせて休暇を取得することを社会全体で応援する機運醸成や、

子どもと親と一緒に休め、親子で楽しめる環境・仕組みづくりを推進します。

- 学校の休業日以外でも家族と一緒に校外で体験や探究活動を実行できる「家族でやま学の日」を活用し、山口への愛着を深めながら家族で過ごすことができるように取り組みます。
- 「こどもや子育てにやさしい休み方改革」月間（11月）において、親子で参加できるイベントや体験教室の充実、公の施設の使用料等の免除などに取り組むとともに、積極的な休暇取得について広く県民に呼びかけます。

3 多様な担い手による子育て支援

（1）高齢者や子育て経験者等による子育て支援

- 多様な子育て支援活動が展開されるよう、高齢者や子育て経験者等による「やまぐち子育てサポーター制度」等を活用し、世代間交流や地域間交流の促進や、地域の様々な人材の子育て支援への参加促進を図ります。

（2）地域の活動による子育て支援

①子育て県民運動を中心とした活動

- やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター*等による取組の充実など、「やまぐち子育て県民運動*」の展開を通じて、親子が共に楽しめる場づくりを進めるとともに、地域の子育て関係者によるネットワークの強化を図り、地域の子育て支援の輪を広げます。
- 子育てサークル等のネットワークの形成により、相互交流や情報交換などによる連携強化を図るとともに、子育てサークル表彰等の実施により、その活動の活性化を図ります。
- 地域における子育てを支援する団体や従業員の子育て支援に取り組む企業等を「子育て応援団」として登録し、子育て支援に関する情報の共有化や、交流などによる活動の一層の促進等を図ります。
- 主任児童委員*、母子保健推進員*、母親クラブ*等の子育て支援関係者の連携の強化により、子育てに不安を抱く親などへの支援を行うネットワークづくりを進めるなど、子どもや家庭をサポートするための民間の体制の整備を図ります。

②情報提供

- 子育てイベントや子育て支援情報などについて、子育て支援アプリやSNS*等を通じた迅速かつ適切な提供に努めます。

③子育て支援施設と連携した取組

- 保育所等を活用し、地域子育て支援拠点*の充実を図るとともに、子育てサークルや子育てボランティアの育成、多様な主体の参画による交流の場づくりなど、子育て支援の充実を図ります。
- 保育所における育児講座の開催などを通じて、子育てに関する専門的機能を地域に開放し、地域に開かれた保育所に向けた取組を促進します。
- 幼稚園における幼児教育相談の実施や親子登園など、地域の幼児教育のセンターとして、その施設や機能を活用した子育て支援の取組を促進します。

- ・地域の子育て支援機能を持つ認定こども園*における子育て家庭に対する相談活動や、親子の集いの場の提供などの取組を促進します。

4 子どもと子育てにやさしい風土づくり

(1) 気運醸成

- ・こどもまんなか児童福祉月間(5月)における取組や、地域の様々な団体が行うイベントへの支援などにより、親子のふれあいの大切さの啓発、地域の子育て関係者の交流促進等を図るとともに、社会全体で子どもや子育てを支える気運を高めます。



こどもまんなか児童福祉月間
(こいのぼり掲揚式)

- ・家族がふれあう「家庭の日*」運動の推進・普及啓発に向けたポスターカレンダーの作成・配布、「家庭の日」協力事業所の登録などの青少年育成県民運動を推進する山口県青少年育成県民会議*の取組を支援します。
- ・安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現のために、切れ目ない妊産婦や乳幼児への保健対策など母子保健を取り巻く課題の周知を図るとともに、出産及び子育てを支える気運の醸成に努めます。

(2) 子ども・子育てに配慮したまちづくり

①子育てに配慮した住宅の確保

- ・子育て世帯が安心して居住できる住環境を整備するため、ユニバーサルデザイン*の考え方にに基づき、配慮事項や整備手法等の指針となる「やまぐち子育て世帯安心住宅整備基準」を通じて、子育てに配慮した住宅の普及を図ります。
- ・子育てに配慮した県営住宅団地の整備を進めるとともに、子育て支援を行うことができる施設の併設等について検討します。
- ・市町に対して、県等の取組を情報提供し、市町営住宅等における子育てに配慮した住環境整備等の取組を促進します。

②子育てに配慮した居住環境の確保

- ・立地適正化計画の策定による子育て支援施設の立地誘導等により、子どもを育む環境の整備を促進します。
- ・世代間の支え合いによる子育てしやすい環境づくりに向けて、市町・企業等と連携して、三世帯同居・近居の推進に取り組みます。



やまぐち三世帯同居・近居
ロゴマーク

③安心して外出できる環境整備

- ・買い物や通学などの日常生活に必要な交通手段の確保・充実を図るとともに、子どもや妊婦が利用しやすいノンステップバス*の導入を推進します。
- ・子どもや子育て中の親が快適で安心して過ごすことができるよう、県立都市公園の整備を進めるとともに、身近な市町の都市公園の整備を促進します。
- ・県民が気軽に安全にスポーツ施設等を利用できるよう、施設環境の整備・充実に努

めます。

- 山口きらら博記念公園が有する高いポテンシャルを活かし、子どもから高齢者まで、幅広い世代の県民が集い、交流し、活力を創出・発信するため、「山口きらら博記念公園みらいビジョン」に基づく施設整備を推進します。
- インクルーシブ*に配慮した遊具をはじめ、多様な遊具の整備を促進し、子どもの身体や運動機能の発達を促し、身体づくりにつなげていきます。
- ユニバーサルデザイン*の観点から、子どもや子育て家庭に配慮したまちづくりを促進するとともに、関係機関等と連携しながら普及啓発を図ります。
- 妊産婦や障害のある方などで歩行や乗降が困難な方が、公共施設や店舗などに設置されている身体障害者用駐車場を適正に利用できるよう、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知と理解を促進します。
- 子ども連れの方などが安心して外出できるよう、バリアフリー施設の情報提供に努めます。

5 子どもの安全確保

(1) 交通安全対策

①子どもに配慮した交通対策

- 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、「ゾーン30プラス*」を整備するなど、車両の速度抑制や通過交通の排除に重点を置いた対策を実施するほか、わかりやすい道路標識等の整備、路側帯の設置・拡幅等の交通安全対策を実施します。
- 幼児・児童・生徒の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、路肩のカラー舗装、防護柵の設置、自転車の通行位置を示した道路等の整備を推進します。
- 地域の見守り隊やスクールガード*等と連携して、通学路における安全行動の指導や安全点検等を実施し、通学路の安全確保を図ります。
- 妊婦等に配慮した道路上の駐停車場所の確保を推進します。



ゾーン30プラス



通学路等の歩道整備

②交通安全教育の推進

- 学校、家庭、地域社会、関係団体等が連携した通学路の安全点検・安全マップづくりや、児童生徒に対する交通安全教育を推進します。
- 生徒の自主的な自転車安全利用の啓発等を行う少年セーフティリーダーズの活動支援などを通じて、自転車乗車時のマナーアップを推進します。
- 自転車乗車中のヘルメットの着用について、児童生徒や保護者へ啓発します。

- 交通安全学習館における交通安全研修や交通移動教室、各警察署の交通安全教室など、参加・体験型の交通安全教育を推進します。



デジタル安全マップづくり



交通移動教室

③普及啓発

- 社会教育関係団体や地域活動連絡協議会等の団体活動を通じて、家庭や地域における交通安全活動を推進し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。
- シートベルトやチャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習会や交通安全運動等を通じて、適切な使用方法についての広報啓発活動及び着用促進のための指導を強化します。
- 横断歩道における歩行者の安全確保及び運転者による歩行者優先意識の高揚を図る「横断歩道ハンドサイン運動*」を推進します。
- 街頭活動の強化や効果的な交通指導取締り等を通じて、悪質危険ドライバーを排除します。



横断歩道ハンドサイン運動

(2) 事故防止

①幼稚園・保育所・学校等での事故防止対策

- 幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止のためのガイドラインや事故発生時の対応マニュアルについて、周知・徹底し、的確な対応に努めます。
- 国の補助制度の周知・啓発等を通じ、幼稚園・保育所等の耐震化など、より安全な幼児教育・保育環境の整備を推進します。
- 子どもたちが安心して学校教育を受けられるよう、計画的な長寿命化改修や非構造部材の耐震化等の教育環境の整備に努めます。
- 学校安全3領域（防犯を含む生活安全・交通安全・災害安全）・3活動（安全教育・安全管理・組織活動）の総合的・効果的な取組を推進します。
- 学校安全計画や危機管理マニュアル等が常に実践的なものとなるよう、関係機関や外部有識者の知見を加えた見直しを推進します。



地域別学校安全推進研究会

②家庭内での事故防止対策

- ・家庭内における子どもの事故防止について、母子保健事業等を活用し、保護者に周知・指導を行うとともに、建築物・公園等の施設や製品などに関する子どもの事故に係る情報提供により事故の未然防止や再発防止に努めます。

(3) 防犯対策

①犯罪等の被害の防止

- ・道路や公園等の公共施設や住居の構造、防犯カメラや防犯灯などの設備の配置等について、犯罪行為の防止に配慮した環境整備を進めます。
- ・防犯の観点からの通学路の点検や、学校・地域・警察等の関係機関が連携を図りながら、危険箇所や不審者情報に関する情報共有及び迅速な対応を行います。
- ・防犯教室、防犯訓練の充実とともに、地域安全マップの作成や地域ぐるみの見守り活動の啓発・強化により、児童生徒の安全意識・能力の向上を図ります。
- ・インターネットに起因する子どもの犯罪被害等を防止するため、関係機関等と連携し、保護者へのフィルタリング*等の説明強化や啓発活動を行います。
- ・性犯罪や性暴力の防止、相談や被害があった場合の申告をしやすい取組、被害当事者への支援、普及活動の実施等の取組を推進します。



防犯カメラの設置



夜間の防犯パトロール



防犯教育・学校事故対応研修会

②見守り体制の充実

- ・登下校防犯プラン*を踏まえ、県民、関係団体、市町等と連携して、地域における自主防犯意識の高揚を図るとともに、防犯パトロールや子ども見守り活動など、防犯ボランティアによる自主的な防犯活動を推進します。
- ・学校とスクールガード*の連携強化を通じた通学路等の安全確保など、地域と連携した学校安全の取組を推進します。
- ・犯罪等により被害を受けた子どもの精神的被害を軽減し、立ち直りを支援するため、関係機関・団体が連携し、被害を受けた子どもや保護者等に対するカウンセリングを実施するとともに、民間犯罪被害者支援団体ボランティア活動を支援します。
- ・「少年安全サポーター*制度」の拡充による問題事案への指導助言を強化することにより、犯罪から子どもを守る取組を推進します。



子どもの見守り活動

<数値目標>

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
「やまぐち子育て応援パスポート」協賛事業所登録数	2,024 事業所	2,050 事業所
「家庭の日*」協力事業所の登録数	997 事業所	増加させる
やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度協力施設数	1,038 施設	1,200 施設（R9年度）
デマンド型乗合タクシー等導入数（累計）	69 箇所	81 箇所
ノンステップバス*導入率	80.7%（R4年度）	84.3%
登下校中における子どもの交通事故負傷者数（年間） ※車両送迎中に負傷したものも含む	38 人	27 人
民間犯罪被害者支援団体ボランティア数	45 人	55 人
日時等を事前に告げない避難訓練を実施している学校の割合	64.9%	80%
専門家と連携した防災学習を実施している学校の割合	66.8%	80%